116号

愛知
働くものの いのちと
健康を守るセンター
ニュース 2000.8
名古屋市熱田区沢下町９－３本館306号
電話・FAX 052-883-6966
e-mail ZAH00030@nifty.ne.jp
ホームページURL http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/

第９期愛知働くものの健康センター
第５回理事会　開催される

６月１日、第５回理事会が開催されました。その主な内容は、以下のとおりです。

報告・協議事項

１．職場の労働安全衛生活動と活動家づくり

(1)全国センター東日本セミナー(長野県上山田温泉)7月8日～9日
「2000年セミナー案内」　記念講演 粥川祐平(名大精神科医師)
西日本セミナー(広島市)7月15～16日(都合でこちらへ参加でも)
秋の全国交流集会 10月28～29日(静岡あたりで)
(2)全労連労働安全衛生活動アンケート(資料)と愛労連いのちと健康対策委員会との共同
愛知労働安全衛生活動交流集会、あいち労働安全衛生学校の日程
(3)教職員部会:山田先生を囲んでの懇談会(3.11)（センターニュース参照)
と部会の今後の活動計画
(4)自治労連・各単組の活動と体制・計画、目治労連担当者会識、交流集会
(5)医労連の労安活動・担当者会議と看護の日5.13集会(報告)・南医療生協労組、
名南会労組の労安活動
(6)民間中小労組の交流の検討、川本、サンソー、アクリル、愛労連民間部会と共同の検討
(7)大企業・連合職場での活動交流、
現代労働負担研究会第8回研究集会(10月21～22日・神戸)と準備の活動、
『現代日本の職場労働－ＪITシステムと超過密労働』（新日本出版社5月刊行)の活用
NTT・過労死相談と健康を守る会準備、住軽金関連健康と家庭を守る会
大同在職死をなくす会、ト日タ山下労災職場復帰支援の会、中電、日立、アイシンなど
トヨタ関連、ＣＢＣ労災認定など
(8)「過労死予防手帳」活用と普及について
(9)ホームページ、インターネット活用について(愛労連開設・センターとリンク)

第10期総会のお知らせ
8月19日（土）午後1時30分～4時30分
労働会館本館４、５会議室
（総会後、懇親会を開きます。是非ご予定下さい。）

2．いのちと健康を守る地域での活動

(1)みなとセンター設立後の活動と今後の計画
(2)みなみ(名南)地域での活動と共同
　名南労連（学習会)、南医療生協労組(新春のつどい学習会、業務委託問題)、
　名南会労組（学習と労安活動相談)、大同製鋼（過労死・団体生命・在職死をなくす会)、中電など大企業
　南医生協、名南会総会(5.28メッセージ)
(3)一宮地域での活動と共同
　鈴木過労死裁判を支援する会総会（5･26)(報告)、鈴木団体生命保険関連裁判和解成立労災認定をかち取る決起集会(2.15)
　一宮労連、尾張健友会労組、尾張健友会
(4)西三河(トヨタシンポ2･6)、東三河、名古屋中センター(栄総行動)(報告)など

3．過労死･自殺過労･団体生命保険、労災･職業病支援･共同(ニュース参照)

(1)5･25首都大行動(愛知から31名参加)
(2)近藤団体生命保険裁判(団体･個人署名の到達)総会(6.30)、
　裁判(7･17)、水野弁護士準備書面･本間教授論文(資料参照･報告)
(3)鈴木過労死･団体生命保険裁判一和解成立と労災認定裁判勝利･総会(5.26)と今後の活動計画(報告)
(4)家族の会･過労死弁護団･過労死研究会との共同
(5)名古屋市職労労災認定闘争(調理員)勝訴と控訴
(6)ＮＴＴ過労死･通信労組と健康問題学習会･健康を守る会準備
(7)裁判日程(ニュース参照)

4．第10期総会に向けて

(1)役員体制･事務局体制
(2)活動･事業計画、財政確立

5．いのちと健康全国センター活動報告(資料)

(1)第３回常任理事会(5･10)とセンター活動報告・研究会
(2)新聞労連全国集会、生協労連いのちと健康を守る集会、山口県労安センター総会（佐々木、講師として参加）報告
(3)第41回社会医学会総会(7･22～23　大阪)

東日本セミナー速報

千曲川畔に２３０名が集う

東日本セミナーが開催される7･月８日朝、長野に向かう頃に台風３号が関東地方を直撃するとの天気予報で、参加者の足がどうなるか心配されましたが、北海道･房総等一部を除いてほとんど影響がなく、長野県戸倉町の「ふるさと創造館」に続々と集まり、21都道府県･91団体･230名が参加しました。

昨年の東日本セミナー(福島県開催)では飯島過労自殺裁判の勝利が参加者に大きな確信を与えてくれましたが、今回は画期的な電通･大嶋事件最高裁判決、オタフケソース･木谷事件勝利判決、川鉄･渡辺、日立造船･下中事件逆転認定など過労自殺の闘い前進の中での開催となりました。(詳細は次号のニュースで報告予定です。)

５・２５　首都行動に参加して

愛知健康センター理事　近森　泰彦

住友軽金属を相手にたたかっている「団体生命保険」と「本人の同意のない強制出向」裁判の早期完全勝利をめざして首都の争議総行動に参加しました。

名古屋から、近藤弘子さん、鈴木明男さんをはじめとする原告７名を先頭にして愛労連や支援の五団体がそれぞれ代表を募って、結果的には３１名に及ぶ大要請団で上京しました。

要請先は、昨年と同様「生命保険協会」「金融監督庁」ならびに「住友軽金属本社」の三カ所。

生命保険協会の入居している、有楽町にある住友生命ビルの路上で、音とビラの宣伝を行った後、東京労連などからの応援部隊と一緒に、４０名全員会議室に入り交渉に臨みました。

■生命保険協会

協会（会長は森田第一生命保険社長）側は、相変わらず加盟監督社に対する指導的役割を否定。本人の同意なしに保険をかけられるシステムの野放しによって、保険金殺人が横行して社会的な批判が高まっているという現実さえも直視しようとしない。　要請団の追求に対して、「遺族からの問い合わせがあれば答えれるのは企業の責任」という発言を引き出したことがささやかな成果となりました。

【生命保険協会前で宣伝行動】

■金融監督庁

応対役は若い係長。人事異動により、既に昨年の担当者は交替していました。

要請に対して、まじめに聴こうという態度が見られないし、言葉数のみ多い、噛み合わない返答ばかりでした。

問わず語りに、業界擁護の姿勢があらわです。

「団体生命保険の主たる面は遺族補償にある」という認識を表明させたことはせめてもの救いでした。

■住友軽金属本社

総行動の別のコースの参加者と合流し、本社前で、約５０名で宣伝行動を行いました。これと併行して、会社側に人数制限をうけて、代表団は３０名に制限されて会議室へ。

総務課課長は、「係争中」の一点張りで、具体的な話しには一切乗ってこない。

ところで、会社は、「保険金の受取人は会社である。遺族には、保険金そのものに対する持ち分はない。」という準備書面を、５月16日付けで、裁判所に提出しているのです。

本人の同意のない強制出向を止めさせる鈴木明男さんのたたかいと一体のものとして、会社の不法行為の手をしばる運動をもう一回り拡げて、確実な勝利を手にしたいと思っています。引き続きみなさま方のご支援をお願いします。

【住友軽金本社前で抗議のｼｭﾋﾟﾚﾋｺｰﾙ】

東海銀行松井労災認定裁判　審理終結!!

控訴人松井夫人も、故人の人となりを陳述

７月１８日、高裁公判で、松井労災認定の行政訴訟は、結審となりました。控訴人本にはもちろん、代理人の、水野、渥美、佐久間、平松四弁護士共同の上申書を提出し、陳述しました。署名５，７９６筆もあわせて提出。

労基署側の最終書面では、「一定推認される」とか「かりにそうであっても」という表現ながら、事実関係を否定しきっているわけではありませ。しかし、労災保険制度の運用という点で、基礎疾病のある人は、本人の注意と責任が問われるべきで、持病が悪化していくでの結果であるから、労災として適用できる範囲ではないし、体力に合わなければ辞職すべきで、ひとり本人の責任であると、行政として無責任な主張を展開していました。今回、この点について水野弁護士も強く反対陳述をしました。

遺族松井夫人、人となり、仕事上のストレス、労基署等の調査方法、内容について具体的に陳述

控訴人の松井昭子でございます。控訴審の審理の終わりにあたり意見を申し述べます。

１．1987年10月、夫松井靖夫が、42才で亡くなって13年が経ちました。

1969年2月に人工弁の置換手術を受け、その後定期的に通院し検査を受け、服薬を守っていました。家庭での日常生活にも充分留意しておりました。

銀行での健康管理区分では、時間外勤務はさせないようにとのことでしたが、通常に勤務しておりました。職場の和を心がけ、上司を助け後輩達を指導し、顧客に信頼され、頭取から顕彰されました。「ただ病気さえなければ」となかなか役席にはなれませんでした。

職場は恒常的に残業をしなければ仕事が終わらない人数しか配属されておらず、過密労働の上に、十数年に渡りサービス残業をせざるを得ませんでした。定時退行を願っておりましたが、残業せざるをえない職務でした。

健康上の配慮からの転勤ということでしたが、特に締切日の繁忙日の間は相変わらずでした。残業が続くと「通院日だから」と申し出て、「時間外勤務」であることを認識してもらうようにしていると言いました。二人で話し合ったとき、「殺されないようにしないとね。」と言っておりました。

夫が倒れたのは、時間外、勤務遂行中（仕事の電話中）でした。時間内であれば緊急時の対応もでき、救命の可能性があったと水野嘉子医師も証言されています。夫も私も水野嘉子医師を信頼し、頼りにしておりましたが本当に残念な結末になりました。

２．一般の人が家を建てるということは、一生の大事だから、気持ち良く手続きが進むよう、遅れや間違いはもとより、トラブルが起きないよう気をつけていると言い、特に追加担保の件では注意していました。

住宅金融公庫は公的受託企業ですので、対外的な信用では大変気を遣うと言っておりました。住宅金融公庫では、第一順位の抵当権設定が必須条件です。他の担保を先に見つけてしまったりすると取消し変更と担保先との再交渉と顧客にとっては三重四重の手続きの上、登記にはかなりのお金がかかりますので、負担金も何倍にも増え、大きなトラブルになりかねません。大方の人はそこまで認識されていませんので、事前の説明、お願いが必要です。私も東海銀行に在職中、担保

の設定については担当したり、見聞きしておりましたので承知しております。当然のことながら番地・面積等一字一句同一でないと登記できません。また当初より10年以上経っている場合もあり、相続などいろんな変更もあったりしますので、手の抜けないチェックが必要です。夫は決裁権が与えられていませんのでしたので、上司の決裁が必要でした。間違いがないように迷惑をかけないように気を付けていると日頃から申していました。最終審査の書類も追加担保の書類もチェック項目は画一的でも、その内容は千差万別で必要書類も異なり、馴れて手軽に処理できるものではありません。

3．中でも立垣氏の件では、夜や早朝に自宅からの電話でやっと話ができると思えば、肝心の追加担保の手続きが終了しているか否かについては確認が出来ないまま、時間が経過していました。立垣氏の証言により、銀行への段取りの不満だけ言いつらねられたりして、夫が困り果てていた様子が、明らかになり、愕然としました。倒れた当日の朝も「寄ってくる」とまで言って出かける程気にしていたのにと思うと、夫の無念が思われます。

夫が倒れる直前に話していた電話の相手の氏名を知るために、東海銀行や名古屋北労働基準監督署長に何度も申し入れをしました。それでも５年もの長い年月、遺族には何も教えませんでした。名古屋北労働基準監督署長や審査請求の審査官は銀行からの報告のみで、立垣氏からの独自の聞き取り調査もしないまま、業務外の決定をしております。水野嘉子医師や服部健蔵医師にも電話の内容も明らかにしないまま意見を求めています。

4．倒れた当日朝、夫は、私が「気を付けて」と声をかけるといつもの笑顔を残して家をあとにしました。今でもその姿が目の前に浮かんできます。その夫もこの裁判の成り行きを、私の傍らで一緒に見守っている思って今日まで来ました。夫と同じ方面の勉学の道を選んだ息子も、この孫に思いを重ねる老親も同じ思いです。

控訴審の審理の終わりにあたり、夫の死が労災と認められるとともに、働くもの一人ひとりが大切にされ、誰もが働く喜びにあふれる、明るい社会になるよう、あたたかで公正な判決をお願いします。

弁護団、過重負荷の判断基準と身体障害者の働く権利について、被控訴人の主張の矛盾を論破陳述

控訴人代理人弁護士　水野　幹男

第一　過重負荷の判断基準について

1．被控訴人は、業務の過重性の判断に際して、当該個人を基準とするのではなく、当該労務に従事する通常の労働者にとって過重かどうかを基準とすることが正しい運用であると主張している。要は、過重な労働に耐えられないときは、労働者は退職すればよいと主張しているのである。そのうえ、「基礎疾病を抱えた個人において日常的に過重となる業務を継続し続けた結果、基礎疾病の危険が発現して死亡した場合までも、労災制度は補償していない。」と主張している。

2．被控訴人の上記の考え方は、使用者の安全配慮義務を全面的に免責する考え方で全く不当である。「ある労働者が基礎疾病を有する場合に、その基礎疾病を有する状態では、当該労務ないし業務に耐えないという状態に至った時」には、使用者は、まず第一次的な義務として労働者の健康が損なわれないよう、当該労働者の過重負担を解消する措置を取る義務がある。

最高裁の判例では、労安法65条の三を指摘し、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身

の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当」と判示している。

このような主張は、監督庁である労基署の責任を放棄した主張であり、このような考え方では過労死はますます増加の一途である。

3．また、被控訴人の上記のような考え方は、何等の基礎疾病を有しながら、過重な労働に従事している多くの労働者に対する労災補償を切り捨てることになる。

中高年齢者の雇用、身体障害者の雇用促進をうたいながら、被控訴人が主張するように、健康な一般的な労働者を基準に労災補償制度を運用するということになれば、基礎疾病を有しながらも、労働に従事している多くの労働者、中高年齢者、身体障害者等を労災補償の埒外に放逐する事に他ならない。

4．被控訴人は、過重負荷の判断に際して、同僚の業務量や日常の業務量と比較して過重か否かを論ずべきであると繰り返して主張している。この考え方は、弱者切り捨ての論理である。労災補償のみが弱者切り捨ての論理を貫くことは、労災補償の基本である、被災者とその遺族の「公正な保護」とはほど遠い考え方である。

第二　身体障害者の働く権利について

労災補償は被災者とその遺族の迅速且つ「公正な保護」にあることは、労働者災害補償保険法第一条に明記されているところであり、最高裁の判例も指摘するところである。「公正な保護」とは何か。特に被災者の松井さんは、心臓の機能障害により身体障害者手帳一級と認定されていた。松井さんのように基礎疾病を有する身体障害者が不幸にして倒れた場合の労災補償をどうするかというは、身体障害者の働く権利に関する問題であり、国の重要な政策、基本的な考え方に関わる問題である。国は身体障害者の雇用の促進等に関する法律で、事業主、国、地方公共団体に身体障害者の雇用義務を定めるとともに、身体障害者を雇用した事業主には、身体障害者調整金という援助措置まで定めている。このような時代に、心臓弁膜症を患っていた被災者が、通常の所定労働時間を働いたうえ、本来は禁止されている時間外労働に従事中に倒れたというのである。このような場合には、被災者の遺族に労災保険金を支給することこそが、社会的に見て「公正な保護」の名に値するものというべきである。心臓弁膜症の基礎疾病の自然増悪を理由に業務外として切り捨てることは、多くの身体障害者の働く権利を無視するものというべきである。

松井労災認定行政訴訟　判決日決定
9月28日（木）13:15 1001号

7月18日名古屋高裁公判で、控訴人と控訴人代理弁護団の上申陳述で審理終結となり、その陳述内容は、述べたとおりです。

判決日は、見出しのように決まりました。松井労災認定要請署名は、判決日まで継続して取り組んでいます。引き続き宜しくお願いします。

また、もう一つの訴訟である東海銀行損害賠償請求の地裁公判も、下記の日程で開かれますので、是非傍聴をお願いします。

東海銀行損害賠償請求訴訟（名古屋地裁公判）
9月6日（水）　13:10　1101号法廷

鈴木龍雄さんの『過労死裁判』を支援する会
第６回定期総会を開催

現在の署名数累計　　団体署名　１，２２０
個人署名１５，９１５
ご協力ありがとうございます。引き続き宜しくお願いいたします。

支援する会「第６回　定期総会」が、５月２６日（金）18:30から一宮勤労福祉会館で行われました。

今回の総会では、昨年９月１３日に名古屋地裁での「労災認定」勝訴と、今年早々に「団体定期保険金」と「損害賠償」の二つの訴訟が和解成立し、鈴木過労死弁護団の水野弁護士から「和解成立の意義と労災認定の今後の闘い」について特別報告がありました。

残すは、名古屋地裁で敗訴した名古屋労働基準監督署長が控訴した「労災認定」を勝ち取るのみとなり、名古屋高裁でも、必ず勝利に結びつける活動を広範囲に展開していくことを確認しました。

鈴木龍雄さんの『過労死裁判』傍聴記 (17)

（第３回名古屋高裁公判　５月１７日　第４回名古屋高裁公判　６月２８日）

遺族補償年金給付等不支給処分取消「労災認定訴訟」口頭弁論

第３回控訴審は、国民救援会の法廷ウオッチング参加者で、傍聴席を満席にするほどでした。

控訴人（行政側）は、東京慶応義塾付属病院医師の横山教授の意見書を提出しましたが、意見書を作成した横山医師から証人としての出廷を拒否され、新たに証人を捜す旨の弁解めいた説明をしましたが、その意見書も観点のずれたものなのに、その上、全く関知していない医師に証人を依頼するという二重三重の誤りを繰り返し、控訴しとこと事態が行政側の保身ののみと思われても仕方ありません。閉廷直後に、傍聴席から控訴人にたして怒りの声が法定内に響いているようでした。

第４回の弁論では、控訴人側は弁護士７名もの体制で臨みました。代わりの証人（名古屋大学保険学教授）は決まったものの、この証人の意見が箇条書きで簡単なため、改めて意見書の提出と、業務に起因する（ストレスとの因果関係）ものに意見を噛み合わせるように、と暗に裁判長は指摘しました。

次回の９月２２日は、裁判長が証人申請を採用するか否かの山場となりそうです。

当日は、「控訴を取り下げよ！」「いたずらに裁判を引き延ばすな！」と意思表示を示すために傍聴席を溢れんばかりにしたいものです。

次回　第５回公判　日程

9月22日（金）10:00 名古屋高裁1001号

第５回日独労働問題共同セミナー
山田先生　講演

３月25･26日の両日にわたって、「グローバル時代の労働運動」をテーマに、第５回セミナーが開かれました。ドイツからは、ブレーメン大学などから研究者６人が来日しました。日本からは、山田信也名古屋大学名誉教授(現働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長)、猿田正機教授(中京大学)、大木一訓教授(日本福祉大学)をはじめ多数の研究者が参加しました。セミナーにおける山田信也先生の講演の内容を紹介します。

「働くもののいのちと健康を守る全国、地方センター
――労働運動の新しい流れ(労働者と専門家の共同)」

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター理事長
名古屋大学名誉教授　**山田　信也**

■はじめに

労働者、労働組合と専門家の間の協力は、いろいろな学術活動や社会活助において、第２次大戦後の日本社会で、全国的に発展した。この協力は、労働者の健康と安全の面での、労働運動の進歩をもたらすとともに、労働者保護の社会政策の改善、学術活動の改善にも貢献してきた。

1963年の、450人の労働者を殺し、650人の労働者を一酸化炭素中毒に陥れた三池炭鉱の大災害のあと、国民的な激しい抗議運動が企業や政府に向かって、全国的な規模で湧き上がった。総評は、労働者の安全と衛生の運動を進めるための日本労働者安全センターを、多くの専門家の協力を得て、東京に設立した。

このセンターは、20年以上にわたって、労働者、労働組合、専門家の協同による活動を続けたが、1989年の総評の解体とともに消滅した。それ以降、10年の間、こうしたセンターは存在しなかった。この協力が、労働者保護の新しい研究活動を生み出すとともに、労働者の運動を助け、全国センターの設立をもたらした。

■「いのちと健康」全国センター設立の意義

1) 1980～90年代の労働者の健康と安全

1980年代に入り、企業の国際競争力を高めるための政府の支援策は、労働法規の規制を綾和し、企業の自由度を高め、過長な労働時間を放任し、裁量労働時間制度、派遣労働の拡大、深夜勤務の比重の増大、解雇を前提とした出向や即時の解雇を放任している。企業は、これに支えられ苛酷なリストラ策を進めている。それらは、労働者の生活の自由を奪い、いのちと健康に大きな脅威を与えている。

こうした緊急の事態は、このセンターの設立を促す重要な背景であった。

2) 新しいセンターの設立

1998年12月15日、「働くもののいのちと健康を守る全国センター」が、多くの働く人々の期待を担って誕生した。この新しいセンターは、総評安全センターの消滅以来の10年間の空白を克服し、新しい理念と民主的な運営を基礎にして発足した。

センターの出現は、労働者の健康と安全の要求を受けて立つ新しい運動のスタートを意味した。労働者の生活と健康を破壊する政策や企業活動に断固として抗議する運動である。また、働くもののいのちと健康を、政治や経営の基本にすることを求める労働者の要求を代弁するものである。

3) 国際的な状況

こうした国際経済競争の嵐は、世界中に吹き荒れている。世界の労働者は、19世紀から20世紀にかけて、働くものの人権を尊重する社会的諸制度や慣習を、苦闘の中で築きあげてきた。

しかし、この経済競争の嵐は、このような成果を吹き飛ばしている。それは、労働条件を切り下げ、社会保障を台なしにし、働くもののいのちと健康を危機的な状況に陥れようとしている。また、ＩＬＯによって生み出された国際労働基準を、なし崩しにしている。

4) 国際的な連帯

この事態は、世界の労働者の連帯なしには解決の道が無いことを日本の労働者に教えている。日本の働くものは、センターの設立を通して、世界の仲間との連帯をより強く決意している。

ＩＬＯ労働者活動局、世界労連、国際労連、フランスＣＧＴ、インド労働組合センター、などからのセンター設立によせられた連帯のメッセージは、日本の労働者への強い激励である。

■全国センターの組織

1) 全国センターの構成員

このセンターは、組織と個人で構成される。構成に参加する組織は、全労連および中立の積極的な労働組合、地方の働くもののいのちと健康を守るセンター、労働災害・職業病対策組織、全日本民主医療機関連合などの諸組織である。個人は、医学・法学・経済学・工学の専門家や、安全衛生の専門家、医師、弁護士などである。

2) 全国センターの理事会

全国センターの活動を指導する理事会は、38名のメンバーで、職場の安全衛生、労働災害・職業病の被災者の救済活動者、災害・職業病の予防の取り組みの経験を持つ人々である。

彼らの所属は、新聞・出版、印刷、教育、公務(国、地方自治体)、運輸、通信、放送、化学、金属、医療、建設、福祉、商業、自営業、農業などの産業の労働組合や組織、労働災害被災者組織、医療組織、弁護士組織、9つの地方センターなどである。

理事会は、多くの領域の専門家の代表が、彼らの専門に応じて協同する方法を目下検討している。

3) 新しい流れ

参加組織・個人の顔ぶれ、理事会の構成のしかたは、明らかに、このセンターが、これまでの労働組合運動の伝統的なスタイルを脱皮したユニークな活動を目指していることを示している。

■地方、地域の健康と安全センター

1) 地方センター

地方のセンターは、全国的なネットワークをもち、全国センターと協同して地方の活動を高める重要な役割りを果たす。地方センターの活動は、北端の北海道地方、南端の九州地方の大きなセンターと、太平洋沿岸、瀬戸内海沿岸の工業地域の主要な諸都市を中心にした県のセンターで行われている。

いま、これらの諸都市の中や周辺に、地域的に細分化されたセンターを育てることが計画されている。新しい地域センターは、すでに函館地域(北海道)、名古屋港地域に設立されている。

2) 地域センターの意義

日本の労働組合が企業単位に組織されている弱点を克服することは、いのちと健康を守る活動でも重要な課題である。そのために、全国センター、地方センターの強化とともに、地域センターをできるだけ数多く育てることが計画されている。地域センターの設立は、組織労働者ののみならず、未組織労働者、自営業者の間での、健康と安全のために、重要な意義を持っている。

■労働者運動におけるいのちと健康を守る主要な課題

日本の働くもののいのちと健康を守る運動にはいくつかの重要な課題がある。

1) 職場の安全衛生委員会活動の強化と全国的な連帯

第一は、1963年の三池炭坑の大災害への国民的な抗議をきっかけにして、法定された職場の労働安全衛生委員会の活動を強化し、それを土台に全国的な協同活動を育てることである。

この活動は、職場の労働者の一人一人の安全と衛生に関する創意を活かした草の根運動の構築である。この活動は、企業別、産業別や、労働の人間化を図るための労働協約の締結と、これを全労働者に普及させる労働安全衛生法の改訂を目標にしている。

さしあたっての切実な共同の課題は、残業及び夜勤の規制である。ＩＬＯ国際労働基準を受け入れる国内法の整備と批准の促進も、これに関連する重要な目標である。

2) 労働災害、職業病の被災者の救済

第２は、労災・職業病の被災者の補償のための行政審査の請求と、申請を却下された場合の裁判による企業や国の責任の追求である。

労災・職業病の認定基準やその運用は、労働者に極めて不利である。弁護士、医師、労働組合が協同する全国的な過労死110番には、こうした事例の相談が数多く寄せられている。

全国、地方のセンターの活動は、過労死、過労自殺や、他の多くの業務上疾病の認定を求める行政審査請求や裁判提訴の活発化に役立っている。

被災者支援のこうした活動によって、労働安全衛生の多くの活動家が育っていることに注目する必要がある。

3) 広範な国民的な協同

第３は課題別の広い国民的な共同である。過重な深夜勤務に脳まされる病院看護婦の深夜勤務の規制要求は、国民医療の充実を求める広範な市民的要求に支えられ、看護婦確保法が生まれた。

過重な教育負担の過労による病死やうつ病に悩まされる教師の労働安全衛生活動は、社会的なストレスの重圧を受け、学校生活のうえでも異常な精神状態に陥れられている子供達を守ろうとする親たちとの協同を生みつつある。

退職した高齢労働者の医療と介護保険制度の充実を求める地域的な活動は、地域の中年労働者の広範な関心を高め、協同が生まれつつある。

ダイオキシン汚染被害は、自治体労働者と住民の協同を生んでいる。こうした協同が、労働者と市民の連帯の自覚を強めていることは、極めて大きな意義がある。

4) 地域の協同

第４は地域での協同である。未組織の労働者は、中・小規模企業に集中し、労働力人口の75％以上を占めている。かれらの災害や病気は深刻であり、そのための障害や病弱による解雇さえも数多い。また地域住民の生活を支えてきた自営業者は、大規模店舗の無軌道な進出による営業破綻におちいり、病気や自殺が増加している。いずれの場合も、地域の労働者、自営業者の協同による企業や自治体や政府への働き掛けが、解決への力を育てる重要な出発点である。

■労働者、労働組合の活動における全国センターの役割り

こうした諸活動の発展のために、全国・地方のセンターの役割りは極めて大きい。

1) 情報活動

第一の役割りは、労働と健康に関する実態や分析の情報、労働者の取り組みの情報、安全衛生に関する政府、企業の動向の情報などの提供である。

全国センターは、設立後の１年の間に、月刊ニュースが12回、季刊雑誌が４回発行された。地方センターでも同様な情報活動がなされている。

2) 安全・衛生の教育活動

第二の役割りは、教育活動の普及と活動家の養成である。

年一回（６月）、東日本地域および西日本地域で、労働安全衛生の学習セミナーが開催さ、地方での講座も活発である。

3) 活動経験の交流

第三の役割りは、労働安全衛生活動および労災被災者の救援活動の経験交流の企画である。

地方では、それぞれの地方の独自の課題の取り組みが、頻繁に行われている。10月には、全国的な交流集会が開催され、職場別や産業別の活動の交流、地方・地域センターの交流が企画されている。

4) 理論的活動

第四の役割りは、情勢の分析や活動の方針を、理論面で掘り下げ、運動の課題、社会への問題提起、政策提言に発展させることである。この課題では、特に専門家との協同研究が重要である。

いま、労働安全衛生に関して、夜勤・交替労働研究会、国際労働安全衛生研究会が組織された。労災・職業病に関しては、過労死問題研究会、労災・職業病の行政審査や裁判の事例研究会が発足した。

これらの研究会は、社会的に公開されている。これから、労働と健康の実態を分析し解決課題を提起すること、労働の人間化を目指す労働安全衛生システムや労働安全衛生法規を改訂すること、職業病予防と救済のシステムを充実させること、国民的な協同の課題を提起すること、ＩＬＯ条約・勧告を中心とした国際的な労働基準の確立をすすめることなど、多くの研究活動が必要である。

5) 専門家との協同

第五の役割りは、研究、調査や実践活動を豊かにするために、ひろい分野の専門家との協同の仕方を多様に企画することである。

6) 社会への発言、政策提言

第六の役割りは、社会への発言、政策的提言などである。労働行政の在り方への提言、労働基準行政や労災補償行政の審議会への参加要求などの交渉が開始されている。

■国際的な連帯の方向

1) 国際的な交流と連帯

働くもののいのちと健康を守る運動の国際的な交流と連帯は、センターの重要な計画の一つである。センター設立に寄せられたＩＬＯ労働者活動局のメッセージは、我々のセンターが、日本のみならず、発展途上国の労働者の運動と連帯することを期待している。フランスＣＧＴからは、労災・職業病の被災者の救済と予防、労働安全衛生活動での協同が提案されている。

2) ＩＬＯ条約と勧告

今日の国際経済競争がもたらす厳しいリストラ合理化が、全世界を覆い、ＩＬＯ条約・勧告に示されている国際労働基準の実現を多くの国で困難にしている。発展途上国の労働者のいのちと健康への影響は深刻である。こうした時代こそ、世界の労働者の相互の交流と協力が必要である。そのために、情報の交換、連帯した活動が計画されねばならない。

ＩＬＯはこうした情勢の中で、21世紀戦略として、"Decent Work"を掲げている。それは、全国センターの掲げる人間尊重の労働生活の実現と同じであり、世界の労働者の共通の目標である。

3) アジア、アフリカの労働者との連帯

全国センターは、まず隣国の韓国源進職業病財団との交流を開始した。すでに進められている東南アジアの国々の労働組合との交流の中に、労働者の安全と衛生の課題を取り上げることが期待されている。

日本におけるじん肺患者の救済運動は、専門家との協力のもとに、じん肺根絶の運動と結びついて、発展してきた。いま、このとりくみを、ＩＬＯのじん肺根絶計画の中に位置づける活動が、全国センターと共同で始まった。アフリカを始め開発途上国のじん肺の深刻な現実は、日本の取り組みとの連帯を強く望んでいる。

4) ヨーロッパの労働者、全世界の労働者との連帯

ヨーロッパの労働組合との協同は、今日の国際経済競争の激化の中で、重要な意義をもっている。すでに提案されてい

るフランスＣＧＴの安全衛生部との交流をはじめ、広く世界の国々の労働者組織との交流を企画していくことが、これから検討される予定である。

日本とドイツの間での我々のセミナーは、相互の労働者、専門家の交流と連帯に貢献してきている。

働くものの、いのちと健康をまもる課題をとおしての国際的な連帯は、労働者、労働組合と専門家との協力活動がめざす、今日的な重要課題である。全国センターはその大きな責任をになっている。

（以　上）

◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆∞◆

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月　日	事　件　名・内　容	法廷などの時間
8月23日(水)	トヨタ（過労自殺）田島裁判	地裁1101(PM 3:45)
9月 6日(水)	東海銀行(労災・損害)松井裁判	地裁1101(PM 1:10)
	住軽（強制出向）鈴木裁判 弁論	地裁1101(PM 1:10)
9月11日(月)	団体生命保険近藤裁判 結審	地裁1102(PM 1:10)
9月12日(火)	住軽（団体生命保険）川本・松本・荒木裁判	地裁1101(PM 1:10)
9月13日(水)	スミケイ運輸（団体生命保険）園山・高野裁判	地裁1101(AM10:20)
	大同特殊鋼(過労死)吉川裁判	地裁1101(PM 1:10)
9月18日(月)	スミケイ運輸(降格差別)林事件　証人調べ	地労委(10:00～12:00)
9月20日(水)	愛知製鋼(労災・損害)林裁判	地裁1101(PM1:10)
9月22日(金)	労基署(過労死・労災)鈴木裁判	高裁1001(AM10:00)
9月28日(木)	東海銀行(過労死)松井裁判　判決	高裁1001(PM1:15)
9月29日(金)	スミケイ運輸(降格差別)林事件	地労委(PM1:00～3:00)

お願い

◆ ニュースの原稿を、下記までお寄せ下さい。
原稿は、できればﾌﾛｯﾋﾟｨがよいのですが、FAXでもかまいません。

◆ 愛知健康センターホームページ更新に利用できる写真、イラストなども下記までお寄せ下さい。

住所　〒464-0005　千種区千代が丘1-110-102
FAX　（０５２）７７４－５４７　　鈴木　利往　宛